4月1日から 国民健康保険税の保険税率などが改定されました

国民健康保険税の保険税率の改定は、医療費の増加などにより、7年ぶりとなりました。合わせて、所得の低い世帯への軽減割合の新設・拡充、地方税改正による課税限度額の改定も行います（表1）。

保険税の計算の仕方

保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合計で計算されます（図1）。医療分は、医療費や出産育児一時金などに充て、後期高齢者支援金分は、後期高齢者への支援金として充てられます。介護分は、40歳から64歳までの方に対する介護保険料の負担分です。

保険税の軽減

所得の低い世帯の方は、世帯主及び被保険者などの数に応じて保険税の均等割額・平等割額が軽減されます。4月から軽減の割合が変更されました（表2）。

あなたの保険税は？

新しい税額（率）に基づき、例として、給与収入または年金収入のある方の世帯の保険税を計算しました（下図）。

今後の予定

7月上旬に納税通知書をお送りします。具体的な税額が記載されていますので、ご確認下さい。

問保険年金課☎724・2124 FAX724・1182

表1　2011年度国民健康保険税の税額（率）表　カッコ内は2010年度分です

区分	医療分①	後期高齢者支援金分②	介護分③
所得割額Ⓐ	4.08%（3.73%）	1.38%（1.27%）	1.17%（1.05%）
均等割額Ⓑ	19,700円（17,400円）	6,800円（6,000円）	8,400円（7,500円）
平等割額Ⓒ	9,000円（据え置き）	3,000円（据え置き）	3,000円（据え置き）
課税限度額（注）	51万円（50万円）	14万円（13万円）	12万円（10万円）

（注）世帯単位で計算したⒶⒷⒸ合計の年税額が、課税限度額を超えた場合、年税額は課税限度額の金額となります。

図1　国民健康保険税の計算の仕方

保険税（年間）＝①＋②＋③ ＝ 医療分 ①＝Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ（所得割額Ⓐ＋均等割額Ⓑ＋平等割額Ⓒ＝合計） ＋ 後期高齢者支援金分 ②＝Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ（所得割額Ⓐ＋均等割額Ⓑ＋平等割額Ⓒ＝合計） ＋ 介護分 ③＝Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ 40～64歳の方のみ（所得割額Ⓐ＋均等割額Ⓑ＋平等割額Ⓒ＝合計）

所得割額Ⓐは、加入者それぞれの基準総所得金額（前年の総所得金額等から基礎控除33万円を引いた額）に表1の税率をかけて計算します。
均等割額Ⓑは、加入者の人数に表1の税額をかけて計算します。
平等割額Ⓒは、1世帯について表1の税額により計算します。

表2　均等割額・平等割額の軽減

総所得金額等の合計が下記の基準を超えない世帯	軽減割合 改正前	軽減割合 改正後
基礎控除額（33万円）以下	6割	**7割**
基礎控除額（33万円）＋245,000円×（加入者と特定同一世帯所属者の数〔いずれも世帯主を除く〕）の額以下	4割	**5割**
基礎控除額（33万円）＋350,000円×（加入者と特定同一世帯所属者の数）の額以下	なし	**2割**

実際に納付する金額は、均等割額・平等割額のそれぞれ3割、5割、8割となります。

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行した方で、移行後5年間に限り、継続して同一の世帯に属する方をいいます。
※軽減判定の場合には、1946年1月1日以前に生まれた方で、公的年金等の受給者の方は、公的年金所得より15万円を限度に控除があります。

保険税の計算例（年額）

ケース1　年金収入のみの方の世帯

65歳以上のご夫婦2人世帯で、夫のみの年金収入で計算した場合

※妻の年金収入が120万円までの場合は、計算例と同額の保険税となります。

年金収入	基準総所得金額（注）	保険税	軽減割合
1,530,000円	0円	19,400円	7割軽減
1,680,000円	150,000円	27,600円	7割軽減
1,925,000円	395,000円	54,000円	5割軽減
2,380,000円	850,000円	98,400円	2割軽減
3,000,000円	1,470,000円	145,100円	
4,000,000円	2,295,000円	190,200円	

（注）基準総所得金額＝年金所得控除後の所得金額－33万円

ケース2　給与収入のみの方の世帯

40歳代の夫婦2人と子供2人の4人世帯で、夫の給与収入で計算した場合

※妻の給与収入が65万円までの場合は、計算例と同額の保険税となります。

給与収入	基準総所得金額（注）	保険税	軽減割合
1,775,000円	733,200円	117,400円	5割軽減
2,731,000円	1,399,600円	202,900円	2割軽減
4,000,000円	2,330,000円	292,100円	
5,000,000円	3,130,000円	345,200円	
6,000,000円	3,930,000円	398,200円	
7,000,000円	4,770,000円	454,000円	

（注）基準総所得金額＝給与所得控除後の所得金額－33万円

4月29日（祝） 第34回 武相マラソン大会 開催

―選手走行にご協力を―

今年も恒例の武相マラソン大会が開催されます。

この大会は一般道を走るコースで、約2300人の参加者があります。

当日は午前9時20分から午後1時20分の間、交通規制が行われます。

選手の走行にご協力のうえご声援をお願いします。

○**開催日**　4月29日（祝）午前8時40分開会式開始（雨天実施）
○**スタート**　10kmの部＝午前9時20分、ハーフの部＝午前10時30分
○**会場**　市立陸上競技場
※申し込み受付は終了しています。

問武相マラソン大会事務局☎799・1100 FAX799・1104

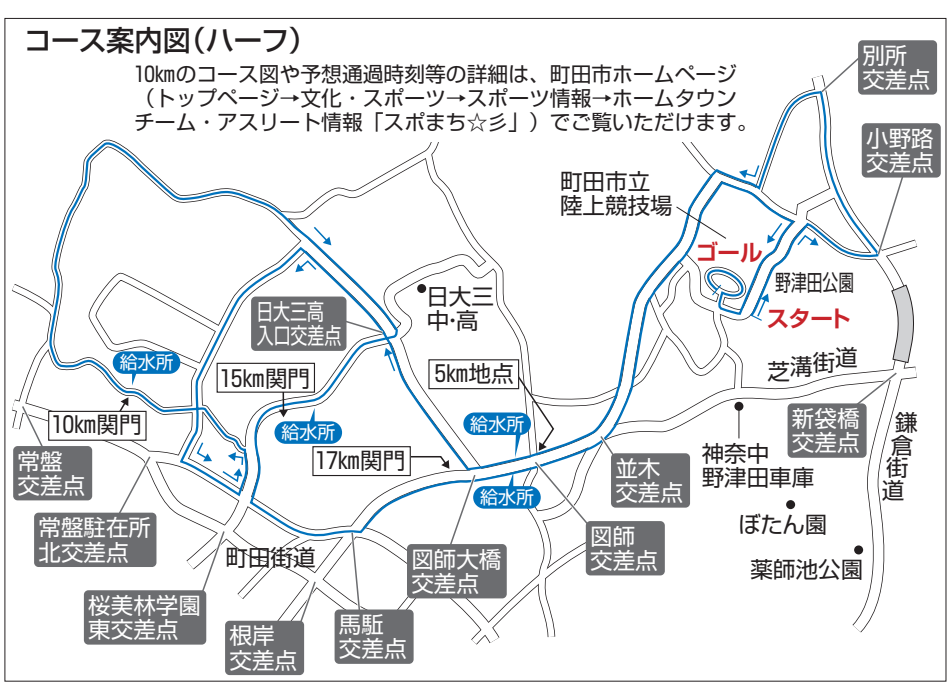

「相原観光エリアマップ」を作成しました

相原地区の見どころがたくさん詰まった「相原観光エリアマップ」を作成しました。

歴史や由来、見どころ、食事どころ、名産の紹介など情報満載です。

マップを手にして〝相原散歩〟を楽しんでみませんか。

○**配布場所**　町田ツーリストギャラリー（ぽっぽ町田1階）、各市民センター、相原中央公園、大地沢青少年センターほか※なくなり次第終了

問町田市観光コンベンション協会☎724・1951 FAX724・1952、町田市産業観光課☎724・2128 FAX724・1185

市民センターなどで夜間の貸し出しを再開しました

次の施設では夜間の貸し出しを再開しました。

各市民センター、木曽山崎・玉川学園文化の各センター、各地域センター、町田市民フォーラム、町田市民文学館、まちだ中央公民館、健康福祉会館